

飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱

平成28年5月18日

飯塚市告示第148号

改正 H29-85、H29-123、R3-122

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程(平成27年飯塚市訓令第4号)第5条第1項の規定に基づき審議会等の委員への女性委員の積極的な登用を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(女性委員登用の推進方策)

第2条 審議会等の委員選任に当たっては、別表に掲げる女性委員登用の推進方策(以下「推進方策」という。)により、女性の積極的な登用に努めるものとする。

2 女性委員を登用する場合において、女性委員の割合は40パーセント以上を目処とする。

(H29-123一改)

3 前項の規定にかかわらず、法令の規定又は審議会等の性質その他やむを得ない事由により推進方策によることが困難な場合は、それぞれの事由に応じて可能な限り女性を登用するための工夫を行うものとする。

(事前協議)

第3条 審議会等の委員を選任しようとするときは、委員の候補者の選出を団体等に依頼する前に、男女共同参画推進課と女性委員の登用推進に関する取組等につき、協議を行わなければならない。

2 団体等より委員候補者の推薦を受け、当該審議会委員候補者が確定した後は、速やかに、飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する事前協議書により市民協働部長に事前協議するものとする。この場合において、市民協働部長は、女性の登用が推進されていないと認めるときは、所管課等の長に対し、改善策の提出を求めるものとする。

(R3-122一改)

(女性人材情報の収集及び提供)

第4条 男女共同参画推進課長は、審議会等の委員の女性人材に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月23日 告示第85号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月17日 告示第123号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月21日 告示第122号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

(R3-122一改)

女性委員登用の推進方策

番号	項目	積極的な推進方策
1	委員選出区分	(1) 条例、規則等に定める委員選出区分では、女性の登用が難しい場合は、女性構成員の多い団体の追加や変更など選出区分を見直し、条例、規則等の改正について検討する。 (2) 飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程第6条に基づき、委員公募の積極的实施により女性の登用を図る。
2	団体推薦	団体推薦の委員については、団体の長等の役職に限定せず、広い視野から女性の適任者の推薦について協力を要請する。
3	充て職(職の指定)	(1) 条例、規則等で職の指定をしている場合(法令で職の指定がされている場合を除く。)は、職の指定を外すことにより、女性の登用を図る。 (2) やむを得ず職の指定を継続する場合は、現に女性が就いている職を指定の職に加えるなど、極力女性を登用するよう工夫する。
4	学識経験者	(1) 学識経験者から選任される委員については、女性の登用に特別の配慮をする。 (2) 専門分野に女性が少ない場合、専門分野を狭義で捉えず、関連領域まで範囲を広げるとともに、肩書又は特定の職種にこだわらず、積極的に女性の登用を図る。
5	公募委員	公募委員については、その公募委員総数の2分の1以上の女性委員の登用に努める。ただし、目標を達成している場合は、この限りでない。

6	附属機 関等の 設置	<p>(1) 新たに設置する審議会等については、女性委員の割合が目標を達成するよう、当初から選出区分等を十分に検討する(法令により区分等を指定されている場合を除く。)</p> <p>(2) 審議会等の設置に関する条例、規則等に、飯塚市男女共同参画推進条例(平成19年飯塚市条例第35号)第16条第1号の規定の趣旨をできるだけ盛り込むように努める。</p>
7	その他	<p>(1) 市の職員が委員となっている場合は、その数が最少となるよう見直すとともに、その枠に女性を充てるように努める。</p> <p>(2) 選出団体の役職又は構成員に女性が少ない場合は、団体に対して女性の登用の促進を働きかける。</p>